

改正法の施行に向けた今後の取組

1 改正法説明会の開催

今回の法改正は、改正事項が多岐にわたることから、新たに法規制の対象となる事業者を中心に幅広い関係者を対象に、下記のとおり説明会を実施する。（現時点での予定であり、追加して実施する可能性がある。）

（１）第一種特定製品の管理者向け

【管理者関係全般について】

2014 年 10 月頃から、第一種特定製品の管理者に係る新たな規制について説明会（全国 50 箇所、1 回 100 名程度を予定）を実施予定。

【簡易点検について】

2014 年 10 月頃から、具体的な簡易点検方法についての研修（全国 50 箇所、1 回 100 名程度を予定）を実施予定。

【フロン類算定漏えい量の算定・報告マニュアルについて】

2015 年 2～3 月頃に、漏えい量報告に関するマニュアルの業界団体向け説明会を実施予定（全国 5 箇所程度）。

（２）第一種フロン類充填回収業者向け

2014 年 10 月頃から、第一種フロン類充填回収業者に係る新たな規制について説明会（全国 50 箇所、1 回 100 名を予定）を実施予定。

※ 施工業者の施工技術の向上支援について

改正法の説明会とは別途、漏えい防止のため、業務用冷凍空調機器の施工業者の技術向上に向けた人材育成研修（全国 9 箇所、1 回 10 名程度、複数日、座学・実習）を実施予定。（今年度は、人材育成を担う指導者育成を実施予定。）

（３）第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者向け

2014 年 10 月頃から、東京都及び大阪府において説明会を実施予定。

（４）都道府県向け

2014 年 9 月 30 日に都道府県の担当者向け説明会を実施予定。

(5) 業界団体向け

流通関係団体や業務用冷凍空調機器製造業者等に対して、随時改正法に関する説明会を実施予定。

2 パンフレット、運用の手引き等の作成

以下の運用の手引き等を年度内に作成する予定。

- 改正法のパンフレット
- 第一種特定製品の管理者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に係る改正法の運用の手引き
- 管理者向け簡易点検マニュアル
- フロン類算定漏えい量の算定・報告マニュアル
- 都道府県担当者向け行政指導マニュアル

3 ノンフロン・低GWP化の促進（平成 26 年度事業）

- 技術開発・実証事業を実施。[88 千万円]（経済産業省）
- 改正法普及に関する説明会等を実施。[13 千万円]（経済産業省）
- 省エネ型ノンフロン機器の導入補助事業を実施。[500 千万円]（環境省）
- 省エネ型ノンフロン機器促進のための普及啓発事業を実施。[5 千万円]（環境省）

以上